

私有地における放置自動車等の対応について

1 はじめに

市民の安全で快適な生活の妨げになる放置自動車等が問題となっています。松本市では放置自動車等を撲滅するため「松本市放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」を平成13年4月1日に施行しました。しかし、この条例は、本市が管理する土地に適用されるもので、個人の駐車場や空き地（私有地）に自動車放置された場合には適用されません。

そのため、私有地における放置自動車等は、土地の所有者や土地の管理者が対応する必要があります。

2 警察への相談・確認

放置された車両が盗難車の場合や犯罪に関与したことも考えられるため、まずは、警察に相談してください。原則として私有地に放置された自動車は、警察が管轄する法律での取締りはできませんが、所有者や運転者が判明できた場合、警察から所有者に指導がなされ撤去されることもあります。

また、放置された車両が盗難車の場合や犯罪に関与していた場合は、警察が車両を移動し保管することもあります。

このように、警察が対応してくれる場合もありますので、相談後も警察に対し放置自動車の所有者が特定できたかどうかを確認してください。

3 対処方法

確認した結果、警察が対応できない場合は、土地の所有者または管理者が対応する必要があります。法律の専門的な知識が必要となるため、弁護士など法律の専門家に相談をしてください。

4 注意事項

私有地に放置されたことを理由に土地の所有者または管理者が勝手に放置自動車等を処分すると、自動車等の所有者等から損害賠償を請求される場合があります。関係者間でのトラブルを避けるため、弁護士など法律の専門家に対処方法を相談し、検討することをお勧めします。

5 お問い合わせ

(1) 放置自動車について

松本市 交通部 交通ネットワーク課 0263-34-3286

(2) 相談窓口について

松本市 住民自治局 市民相談課 0263-32-0001

[「市民相談窓口」](#)